平成２７年（フ）第２６０号
栃木県さくら市氏家3249番地４　昭和荘103、前住所栃木県さくら市狭間田1834番地10
債務者　菊地　謙一
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４７号
熊本県葦北郡芦北町大字湯浦1322番地１
債務者　上野　賢吾
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月８日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第９１７号
北海道恵庭市黄金南１丁目15番地９　フレグランス恵庭201号
破産者　尚和　孝男
1　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
2　一般調査期日　平成27年９月11日午前11時30分
平成27年７月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５３号
愛知県東海市名和町中平地５番地の３
破産者　株式会社東海建工
1　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
2　一般調査期日　平成27年10月14日午前10時30分
平成27年７月８日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２３号
北海道士別市大通北９丁目137番地４
破産者　クリエイトコーポレーション株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
2　一般調査期日　平成27年９月９日午後２時10分
平成27年７月９日　旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５号
山梨県南都留郡山中湖村山中262番地の１
破産者　中村　泰子
1　破産債権の届出期間　平成27年８月12日まで
2　一般調査期日　平成27年10月７日午後１時30分
平成27年７月８日
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２６年（フ）第３３５４号
岡山県倉敷市児島元浜町117―３―202、開始決定時の住所神戸市垂水区舞子坂２―２―16中谷カツ子方
破産者　青木奈津子
1　破産債権の届出期間　平成27年８月14日まで
2　一般調査期日　平成27年10月５日午後２時30分
平成27年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２７年（フ）第７号
宮城県柴田郡大河原町大谷字末広29番地１
破産者　半沢　宏重
1　期日　平成27年11月25日午前10時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成27年７月９日
仙台地方裁判所大河原支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２６年（フ）第４６号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅17棟33号、開始決定時の住所福岡県大牟田市大字岬2944番地５
破産者　井上　雅矢
異議申述期間　平成27年９月９日まで
平成27年７月９日
福岡地方裁判所大牟田支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２０号
長崎県諫早市小長井町井崎967番地４、前住所長崎県北高来郡小長井町井崎名967番地
破産者　川本　善英
免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
平成27年７月９日
長崎地方裁判所大村支部破産係

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０号
大分県別府市元町３番１号
清算株式会社　株式会社オモニ九州
代表清算人　佐藤　　定
1　決定年月日　平成27年７月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所民事第１部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第３０１４号
大阪府箕面市牧落１丁目19番18号
清算株式会社　株式会社シノダ
1　決定年月日　平成27年７月７日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、既に換価済みの財産から必要な費用を控除した残金を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、本件協定債権者が文書により指定する金融機関の口座に振り込む方法により行う。振込手数料は清算株式会社の負担とする。ただし、協定債権者が振込先の金融機関を指定しなかった場合は、清算株式会社の本店において行う。
2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権額から弁済額を控除した残額について、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２７年（再）第３号
大阪市中央区高津２丁目４番21号　ＭＣ高津レジデンス608号室、商業登記簿上の本店所在地兵庫県西宮市山口町下山口５丁目16番12号
再生債務者　株式会社井上工務店
1　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市北区西天満２丁目６番８号　堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二
3　廃止の理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成27年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１６号
栃木県宇都宮市豊郷台２丁目83番地１
再生債務者　店橋　俊行
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月11日から平成27年８月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２７年（再イ）第１７号
栃木県宇都宮市豊郷台２丁目83番地１
再生債務者　店橋　広子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年７月28日まで
4　一般異議申述期間　平成27年８月11日から平成27年８月19日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部